

今月は月見で酒が飲めるのだ号

ブル通信

1909

編集発行人 ブル
ブル通信は発行人が
ブルドッグの様な
顔をしているので
ブル通信としました。

ブル通信は
過去に...

ガッツのお車の
ご購入
ご売却
車検
修理
査定
見積もり

の
どれかをご利用頂いた
お客様に
お送りしています。

待ったなし！これが正しい

消費税徹底対策なのだ！

うーん、弱った弱った。また来月から消費税が上がってしまうのだ。消費税が始まった3%の時はレジに行ってもそれほど税金を意識する事はなかったが、8%になってからは税抜き表示の商品をレジにもつていくとレジで支払いの時、え！そんなに高いの？って思うことが多くなってきたが、これが10%という税抜き表示だったりするとレジでもしかしたら腰を抜かして動けなくなり、救急車を呼ばれる可能性も否定できないくらいいびつくりすることも出てくるのではないだろうか？

さて今回の消費税、景気対策として増税と同時に5%、または2%がポイントで還元されるのであるが、政府の広報も詳しくされてはおらず、なんとなくポイントが還元されるらしい。というのは知っていても詳しく還元される商品や還元される店舗がどういったお店なのか知らない方が多いと思うので、本通信としては誠に珍しいことではあるが久々に真面目な記事

として解説してしまおう。という素晴らしい企画なのであった。

ただ今回、記事を書くにあたって知らないことだらけだったので政府の担当部署などに電話しまくって聞いてみたのだが、本記事を書いている8月後半の段階においてまだ決まっていないことが多いみたいで、あくまでも8月後半段階でのお国の決定事項に基づいて一部推測も入れながら記事とされていることをご承知いただきたいのである。（電話しまくった感触としては本当に10月にスタートできるの？と思えるくらい決まっていなことが多い）

まずポイント還元が実施される期間であるが、2019年10月1日から9か月間、この間に支払いをキャッシュレス決済、つまりはクレジットカードとかデビットカード（支払いと同時に銀行口座から料金が引き落とされる）とか電子マネー（JR東日本のスイカとか楽天エディみたいなのやつ）で支払ったり、最近出てきているコード決済型（ペイペイとか楽天ペイみたいのにQRコードとかバーコードで支払うスマホ決済アプリ）で支払った場合のみ、店舗によっては2%~5%のポイント還元があり、増税分もしくは増

税分以上の還元が行われる制度ということなのである。ただただだ、ここよく読んでほしいのであるが、キャッシュレス決済をすればどこでやってもポイントが還元されるわけではないのである。なにになに？キャッシュレス決済をしてもポイント還元されないの？と思う方も多いかもしれないがここからがめっちゃややこしいのである。

まずポイント還元の対象となる店舗というのがあって、経済産業省から配布された資料を見ると業種と資本金の額によって対象となる店舗に規定があるのであるが、わかりにくいので簡単に言うと大企業はポイント還元はなし、中小零細はポイント還元あり、と覚えていただくとかかりやすいと思う。(弊社には立派な中小零細企業である。えっへん。いばることか！)

で、中小零細は5%還元だが本部が大企業で経営が中小零細の場合(いわゆるフランチャイズ形式でコンビニとか○○ピザとか○○ガスタミたいな所)が2%還元ということであるらしい。

で、ここからが大きな問題、電子決済をすればどこでもポイント還元を受けられるのか？というところではないということ。ポイント還元対象店舗の登録を受けた事業所でなければポイント還元は受けられないという事なのだ！

このあたり政府の周知が進んでいないのでお客様側も事業所側も知らないケースが結構多いのでは？と推察されるところであるのだ。

ポイント還元対象店舗であるかどうか？の確認方法としてはポイント還元できる場合は広告やのぼり旗などでポイント還元対象店舗であることを告知し

ていると思うのでそれが最もわかりやすいと思う。お店の方に直接聞いてもいいけれど、お店の人もしキャッシュレス決済さえすればポイント還元されると思い込んでいるケースが相当多いと推測されるので要注意。

これは経産省の周知が進んでいないため、事業者側ですら知らないケースがかなり多いと思われるので告知している場合は大丈夫だけど店員さんも知らないケースが多いと思うので要注意。

さて後は対象となる商品、これがまたややこしい。まず商品券とかプリカとか換金性の高い商品は対象外、新築住宅も対象外、中古住宅は8月段階においてはまだ公式見解が出ていないので未定。全ての四輪自動車(新車、中古車)も対象外なんだけどなぜか二輪車は新車、中古車どちらも対象。あとお酒、たばこも対象。その他一般的な物販(電気製品とか普通に店舗で売っているような商品)は対象になるらしいが個別で対象外となる商品も出てくる可能性があるらしい。(経産省のニューアンスが微妙な言い方)で、そういった微妙なニューアンスから推測するとサービス(例えばマッサージとかハウスクリーニングとかモノとお金の交換ではなくサービスとお金の交換となるような商品)は対象外となりそうなどミョーなニューアンスであったのだ。ただこの部分あくまでもニューアンスから受けた推測だよ。

まあいづれにしてもお国の告知不足もあってめっちゃわかりにくいのは事実。

むしろ、庶民は利用できる制度は賢く利用して少しでも節約していきましょう！というのが今月の本通信の趣旨なのであった！